

市長の職務代理について

平成 27 年 7 月 14 日から同月 18 日までの間、市長が友好都市協定の締結に向けてミャンマー連邦共和国へ訪問し不在となることから、地方自治法第 152 条第 1 項の規定により、副市長が職務代理者となりますのでお知らせします。

記

- 1 職務代理する者 三木市長職務代理者 三木市副市長 北井信一郎
- 2 期間 平成 27 年 7 月 14 日（火）～18 日（土）
- 3 職務代理者を置く理由 市長が不在となる期間に台風 11 号が接近しており、進路予測から、暴風圏域に入るおそれが強いことから、防災体制に万全を期するため

問い合わせ先 三木市企画管理部総務課
電話 0794-82-2000(内線 2440)